

## 高知県応急給水・応急復旧活動調整マニュアル

### 〈目的〉

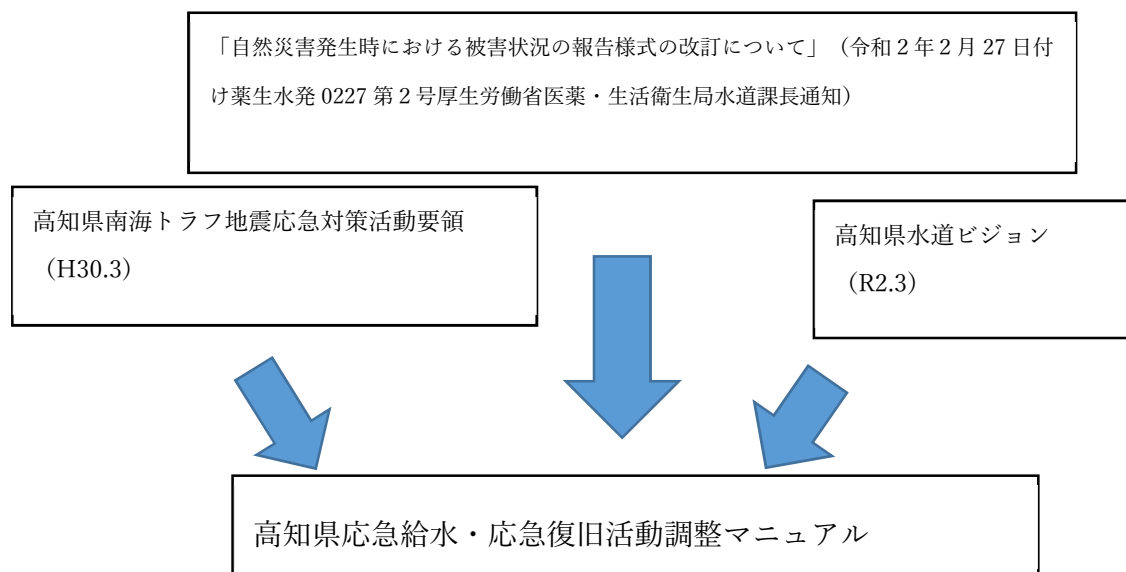
災害・水質事故発生時においても円滑な応急給水活動及び応急復旧活動ができるように、県（食品・衛生課）として、水道事業者の断水、応急給水・応急復旧に関する情報を収集し、市町村間の調整を図るための手順等をマニュアルとして明確にする。

また、令和元年10月1日に施行された改正水道法では、法第39条の2として、「国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。」と位置付けられたため、この趣旨も踏まえ、県が国、市町村及び水道事業者等並びにその他関係者と相互に連携を図りながら協力するよう努める役割を果たすことを目的とする。

### 〈策定根拠〉

- ・南海トラフ地震対策行動計画〈第4期〉p151、p250
- ・高知県水道ビジョン〈令和2年3月策定〉p85

### 〈計画の位置付け〉



## 〈基本原則〉

### 災害対応の基本姿勢

※「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領」より

- ◎ **職員の安全を確保しつつ、全庁を上げた災害対応体制をただちに確立**する
- ◎ **原則、通常業務はすべて停止**する
- ◎ **発災後3日までは人命救助に関する業務を最優先**する

### プロアクティブの原則

(参考) 危機管理の一般的な考え方

- ① **疑わしいときは行動せよ**
- ② **最悪の事態を想定して行動せよ**
- ③ **空振りには許されるが見逃しは許されない**

### 自らの安否連絡

- ◎ 全職員は、自らと家族の安全を確保しつつ、**すみやかに職員安否確認システムにより、自らの安否を連絡**する

## 職員の参集ルール・初動（全庁方針）

休日・夜間等の勤務時間の内外にかかわらず、**原則、自所属に参集し応急対策業務を行う。**

### ① 勤務時間内に地震が発生した場合

地震発生時	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 緊急地震速報を覚知した場合は、<b>周囲の人に大声で知らせる。</b></li><li>・ <b>自分自身の身を守る。</b></li><li>・ <b>来庁者の安全を確保する。</b></li></ul>
地震収束後	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 旧耐震基準の建物にいる際は、一度庁舎から出て、安全が確認されるまで建物内に立ち入らない。</li><li>・ 津波浸水予想区域の建物にいる際は、事前に指定された場所に移動する。</li><li>・ 負傷者が発生した際に、その付近に居合わせた職員は、<b>救急・救命措置、応急手当など、必要な処置を速やかに行う。</b></li></ul>

### ② 勤務時間外に地震が発生した場合

- ・ **徒歩、自転車又はオートバイ（車は利用しない）により、原則自所属に全職員が参集する。**
- ・ 自所属に参集できない職員は、所属で事前に取り決めた自部局、災害対策本部、災害対策支部が設置される県庁舎もしくは総合防災拠点などに参集する。その場合、各所属長に参集した庁舎を連絡する。
- ・ 自所属以外に参集した職員は、自所属に参集できる状況になった場合、参集した庁舎における応急対策業務の状況をみながら、自所属に復帰する。
- ・ 次のa)からh)に掲げるような事由等により、**即座の参集が困難な場合は、事由の解消、又は対処に目処が立ち次第、参集する。**

- a) 自宅が、津波による避難の対象地域になっている場合
- b) 自宅が浸水若しくは倒壊した場合
- c) 家族等が死亡した場合
- d) 職員又は家族等が負傷し、治療または入院の必要がある場合
- e) 参集時に、救出・救命活動に参加する必要性が生じた場合（各自の状況判断により対処する）
- f) 通勤経路上に津波浸水予想区域があり、迂回に時間を要する場合
- g) 家族に子ども等の要援護者がおり、保護が必要な場合
- h) 自転車やオートバイの利用が困難で、徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離がおおむね20km以上の場合

**食品・衛生課 「風水害時」 配備体制**

配備体制	配備基準	動員体制	実施事項
第1 配備 警戒体制	県内に気象等警報が発表されたとき	—	◇関係機関等への情報の提供
第2 配備 嚴重警戒体制	台風が接近するなど嚴重な警戒が必要なとき	本部連絡員（1名）	◇関係機関等への情報の提供 ◇管理施設への注意喚起 ◇被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第3 配備 災害対策本部体制	台風や集中豪雨等により下欄に該当する被害の発生がほぼ確実であるとき	本部員（部長） 本部連絡員（1名以上） 国民健康保険課を除く全課及び所管福祉保健所（1～2名） A 2名 B 2名	◇関係機関等への情報の提供 ◇管理施設への注意喚起及び被害状況の調査・報告 ◇被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第4 配備 災害対策本部体制	○被災区域が市町村域を超え広域に渡る場合 ○被災規模が大きく当該市町村のみでは処理することが困難と認められる場合	全職員	災害対策本部規程第5条別表4に定められている分掌事務

※本部連絡員は、健康長寿政策課 課長補佐、チーフ（企画調整担当）

※所属長は、被害状況等に応じて必要な職員を順次動員すること

※A、Bの2ローテーションを基本とする。

**食品・衛生課 「震災時」 配備体制**

配備体制	配備基準	動員体制	初動実施事項
震災第1 配備 警戒体制	予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき	—	◇関係機関等への情報の提供 ◇管理施設及び周辺地域への注意喚起
震災第2 配備 嚴重警戒体制 (必要に応じて) 災害対策本部 設置	県内で「震度4」の地震が発生した場合	本部連絡員（1名） ※災对本部設置の場合は国民健康保険課を除く全課及び所管福祉保健所	◇関係機関等への情報の提供 ◇管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ◇市町村における被害状況の調査
	予報区「高知県」に津波警報が発表されたとき	本部連絡員（1名）	◇関係機関等への情報の提供 ◇管理施設及び周辺地域への注意喚起、地元市町村との連絡調整 ◇管理施設の開口部対策
震災第3 配備 災害対策本部 設置	県内で「震度5弱」の地震が発生した場合	本部員（部長） A 2名 B 2名	◇関係機関等への情報の提供 ◇管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ◇市町村における被害状況の調査 ◇緊急応急対策
	県内で「震度5強」以上の地震が発生した場合	全職員	◇関係機関等への情報の提供 ◇管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ◇市町村における被害状況の調査 ◇緊急応急対策
	予報区「高知県」に大津波警報が発表されたとき	全職員	◇関係機関等への情報の提供 ◇管理施設及び周辺地域への注意喚起、地元市町村との連絡調整 ◇管理施設の開口部対策 ◇危険地域への進入禁止対策 ◇緊急応急対策の準備

※本部連絡員は、健康長寿政策課 課長補佐、チーフ（企画調整担当）

※所属長は、被害状況等に応じて必要な職員を順次動員すること

※A、Bの2ローテーションを基本とする。

## 連絡網・参集所要時間

- ◎ 連絡先は、別途配付する**緊急時連絡先を参照**すること

## 時系列行動

時期	項目	配備要員	
<div style="text-align: center;">     </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <b>初動体制確立期</b> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <b>第1フェーズ（3時間以内）</b>   <b>第2フェーズ（1日以内）</b> </div>	<div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px;"><b>安全の確保</b></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急地震速報を覚知した場合、周囲の人に大声で知らせる</li> <li>・ 自らの生命、身体を守る</li> <li>・ 来庁者の安全確保（在庁時）</li> </ul>	全職員	
	<div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px;"><b>災害状況の把握</b></div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビ・ラジオ等の地震（津波）情報、気象情報により状況を把握する</li> </ul>	全職員	
	<div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px;"><b>配備基準（震度等は県内）</b></div>	<div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px;"><b>震度4又は津波警報</b> → 第2配備（<b>厳重警戒体制、必要に応じて</b>災対本部設置）</div>	災害対策本部事務局
	<div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px;"><b>震度5弱</b> → 第3配備（災対本部設置）</div>	全職員	
	<div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px;"><b>震度5強以上</b> → 第3配備（災対本部設置）</div>		全職員
	<div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px;"><b>大津波警報</b> → 第3配備（災対本部設置）</div>		
	<div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 2px;"><b>具体的な行動</b></div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課員の安否・登庁可否確認 前ページの連絡網により確認</li> <li>2 「職員の被災状況報告書」作成</li> <li>3 県内事業者等の被災情報収集</li> </ol>	上記配備職員
		各課連絡員	
		全職員	



## 〈活動調整手順（応急給水編）〉

### （１）当該マニュアル等の事前周知

「自然災害発生時における被害状況の報告様式の改訂について」（令和２年２月２７日付け薬生水発 0227 第２号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）及び当該マニュアルを市町村水道担当部署に事前に周知し、所要の要件を満たす場合の報告依頼を行う。

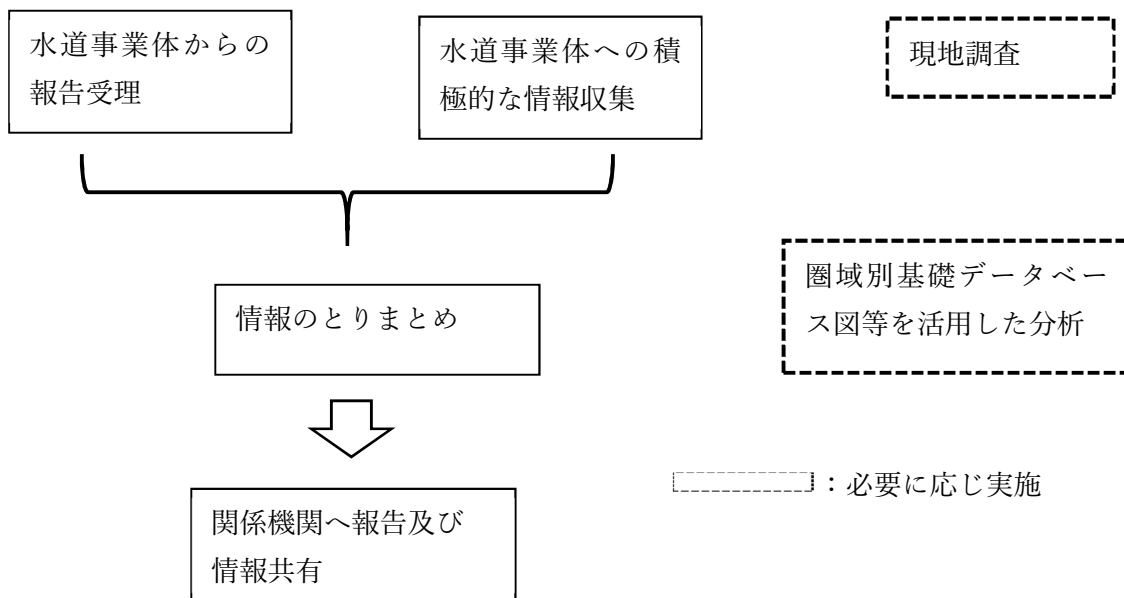
※市町村水道担当部署は、食品・衛生課への報告時に併せて管内の福祉保健所にも報告する。（基本的にはメールでの報告となるので、CC で管内福祉保健所を入れる）

### （２）災害が予想される場合の情報提供

水道水の安定供給に支障が及ぶことが予測される場合は、必要な情報（例えば、道路警戒状況、交通規制状況、県内被災状況、重要施設の被災状況、気象、国の方針等の情報）を収集し、市町村水道担当部署へ情報提供する。

なお、必要となる情報は、厚生労働省、気象庁、他の都道府県、災害対策本部等から事象に応じた情報を収集する。

### （３）被害報告のとりまとめ及び関係機関への報告



所要の要件を満たし、市町村水道担当部署から報告があった場合、県内の状況を一覧にとりまとめ、厚生労働省及び（設置されている場合は）県災害対策本部に適宜、報告する。（※両組織とも大規模災害発生時等は、報告の時点がその都度指定される）

なお、対象箇所が複数となる場合は、圏域別基礎データベース図（県内の水道の給

水区域、水源、配水池、ハザードマップ等の位置情報などをまとめたもの)等を活用し、広域的視点に立ち、位置や状況を整理する。

なお、発災直後の混乱期においては、市町村水道担当部署においては、応急対応で手一杯となり、報告が後回しになる恐れがあることから、(電話等による)積極的な情報収集を行う。

通信手段について、通常の電話回線が繋がらない場合、「72+内線」で県内の市町村等との連絡ができることになっているが、日本水道協会高知県支部事務局は、高知市上下水道局総務課内にあり、防災無線は配備されていない。そのため、FAXを活用するか、直接伺うなどして、連絡体制の確保に工夫が必要である。

#### (4) 支援要請

多くの水道事業体が加入している日本水道協会高知県支部が窓口となり、応急給水・応急復旧の調整を行っているため、県(食品・衛生課)としての調整(案)を必要に応じ、日本水道協会高知県支部へ伝える。なお、県内の水道事業体には、日本水道協会高知県支部非会員が存在するため、必要に応じ、非会員の支援要請について、県がとりまとめを行い、県が日本水道協会高知県支部に要請する。

日本水道協会や厚生労働省から優先して給水車を派遣する施設について意見を求められた場合に備え、事前に対応方針について、健康政策部長又は災害対策本部の指示を仰ぐことができる。「優先して復旧すべき施設の一覧等」の情報は、健康長寿政策課又は災害対策本部から情報提供を受け、「病院等の要請」情報を関係団体に共有することができる。

#### 〈活動調整判断基準(応急給水編)〉

判断基準としての基本的な考え方は、次のとおりとする。

被害発生地区、被害発生状況・原因、最大断水戸数、家屋等損壊地域における戸数、断水発生日時、今後の断水の発生・拡大見込み等から社会的影響の大きさを検討し、影響の大きい順に優先順位を決定する。

(参考判断基準)

必要に応じ、以下の判断基準を用いる。

- ・広域拠点病院、地域拠点病院、救護病院及び透析病院への応急給水を第1優先順位とする。
- ・その他の病院及び避難所の重要給水施設への応急給水を第2優先順位とする。
- ・その他の重要給水施設への応急給水を第3優先順位とする。



・重要給水施設以外の施設への応急給水を第4優先順位とする。

※なお、個別の事情により社会的影響が異なる場合があるため、優先順位を前後することも考慮が必要であり、水道事業者の優先順位を尊重する必要がある。

## 〈留意事項（応急給水編）〉

### ①災害対策本部との調整

災害時の飲料水の確保については、都道府県知事又は市町村長がその責務を負うこととなっている。そのため、備蓄しているペットボトルでの対応、（市町村水道担当部署が担当していない）水道法適用外の水道の災害時飲料水対応、自衛隊への支援要請等を担当している危機管理担当部署を含めた災害対策本部との調整を図ること。

### ②水道法第40条の適用

手順の④では、当マニュアルに基づく県の意思を伝えることを想定しているが、関係機関との調整が難航する場合（難航することが想定される場合も含む）は、水道法第40条（水道用水の緊急応援）に基づいて、県知事が水道事業者に対して、期間、水量、及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の事業者に供給すべきことを命ずることも検討すること。

### ③高知県簡易水道協会との調整

高知県簡易水道協会（事務局：食品・衛生課）において、整備をしている給水タンクについても応急給水活動に活用できるため、調整を図ること。

### ④水道事業者の水道BCP

水道BCPの策定が多くの事業者でできておらず、応急給水・応急復旧活動を行うにあたり、事業者において、対応に苦慮することが想定されるため、引き続き策定を促すこと。

### ⑤水道施設の耐震化等

法定耐用年数を超過した水道施設が存在し、今後より一層老朽化の進行が進むことが見込まれるなか十分な更新が行えておらず、耐震性能の低い施設も多くあるため、施設の更新や耐震化の推進を図ること。

### ⑥応急給水・応急復旧資機材の保有状況

県内市町村が保有する応急給水・応急復旧資機材について、「高知県の水道」（当課HPにて公表済）の中で整理されているので、必要に応じ参考とすること。

## 〈活動調整手順（応急復旧編）〉

### （１）当該マニュアル等の事前周知

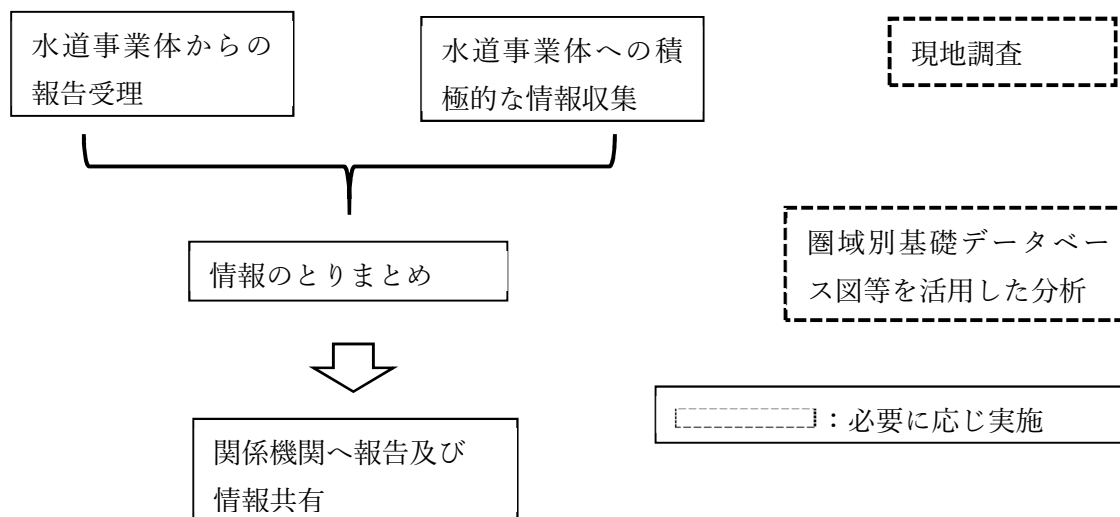
「自然災害発生時における被害状況の報告様式の改訂について」（令和２年２月２７日付け薬生水発 0227 第２号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）並び当該マニュアルを市町村水道担当部署に事前に周知し、所要の要件を満たす場合の報告依頼を行う。

※市町村水道担当部署は、食品・衛生課への報告時に併せて管轄の福祉保健所にも報告する。（基本的にはメールでの報告となるので、CC で管内福祉保健所を入れる）

### （２）災害が予想される場合の情報提供

水道水の安定供給に支障が及ぶことが予測される場合は、必要な情報を収集し、市町村水道担当部署へ情報提供する。

### （３）被害情報のとりまとめ及び関係機関への報告



所要の要件を満たし、市町村水道担当部署から報告があった場合、県内の状況を一覧にとりまとめ、厚生労働省及び（設置されている場合は）県災害対策本部に適宜、報告する。（※両組織とも大規模災害発生時等は、報告の時点をその都度指定される）なお、対象箇所が複数となる場合は、圏域別基礎データベース図（県内の水道の給水区域、水源、配水池、ハザードマップ等の位置情報などをまとめたもの）等を活用し、広域的視点に立ち、位置や状況を整理する。

なお、発災直後の混乱期においては、市町村水道担当部署においては、応急対応で手一杯となり、報告が後回しになる恐れがあることから、（電話等による）積極的な情報収集を行う。

通信手段について、通常の電話回線がつかない場合、「72+内線」で県内の市町

村等との連絡ができることになっているが、日本水道協会高知県支部事務局は、高知市上下水道局総務課内にあり、防災無線は配備されていない。そのため、FAXを活用するか、直接伺うなどして、連絡体制の確保に工夫が必要である。

#### (4) 支援要請

水道事業者の多くが加入している日本水道協会高知県支部が窓口となり、応急給水・応急復旧の調整を行っているため、県（食品・衛生課）としての調整（案）を必要に応じ、日本水道協会高知県支部へ伝える。なお、県内の水道事業者には、日本水道協会高知県支部非会員が存在するため、必要に応じ非会員の支援要請について、県がとりまとめを行い、日本水道協会高知県支部に要請する。

#### ⑤災害復旧事業に向けての調整

水道事業者において、災害復旧事業の申請に向けた被害報告や災害申請資料の作成準備に係る県への問合せが発生するので、国の「災害復旧事業の実務に関する手引き」等に基づき、水道事業者及び国との調整を図ること。

### 〈活動調整判断基準（応急復旧編）〉

判断基準としての基本的な考え方は、次のとおりとする。

被害発生地区、被害発生状況・原因、最大断水戸数、家屋等損壊地域における戸数、断水発生日時、今後の断水の発生・拡大見込み等から社会的影響の大きさを検討し、影響の大きい順に優先順位を決定する。

（参考判断基準）

必要に応じ、以下の判断基準を用いる。

- ・社会的重要性の高いエリアの応急復旧を第1優先順位とする。
- ・その他のエリアの応急復旧を第2優先順位とする。

※個別の事情により社会的影響が異なる場合があるため、優先順位を前後することも考慮が必要であり、水道事業者の優先順位を尊重する必要がある。

### 〈留意事項（応急復旧編）〉

#### ①災害対策本部との調整

災害時の飲料水の確保については、都道府県知事又は市町村長がその責務を負うこととなっている。そのため、備蓄しているペットボトルでの対応、（市町村水道担当部署が担当していない）水道法適用外の水道の災害時飲料水対応、自衛隊への支援要請

等を担当している危機管理担当部署を含めた災害対策本部との調整を図ること。

## ②水道法第 40 条の適用

手順の④では、当マニュアルに基づく県の意思を伝えることを想定しているが、関係機関との調整が難航する場合（難航することが想定される場合も含む）は、水道法第 40 条（水道用水の緊急応援）に基づいて、県知事が水道事業者に対して、期間、水量、及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の事業者に供給すべきことを命ずることも検討すること。

## ③水道事業者の水道 BCP

水道 BCP の策定が多くの事業者でできておらず、応急給水・応急復旧活動を行うにあたり、事業者において、対応に苦慮することが想定されるため、引き続き策定を促すこと。

## ④水道施設の耐震化等

法定耐用年数を超過した水道施設が存在し、今後より一層老朽化の進行が進むことが見込まれるなか十分な更新が行えておらず、耐震性能の低い施設も多くあるため、施設の更新や耐震化の推進すること。

## ⑤応急給水・応急復旧資機材の保有状況

県内市町村が保有する応急給水・応急復旧資機材について、「高知県の水道」（当課 HP にて公表済）の中で整理されているので、必要に応じ参考とすること。

### 〈当該マニュアルの課題〉

- ・ 実行性を確保するため、定期的にバージョンアップした仕組みの訓練等が必要。
- ・ 水道用語・水道の仕組み・水道水質等については、専門性の高い分野でもあり、当該マニュアルの活用する職員においては水道の技術力を確保のため継続研鑽が必要。
- ・ 上記の2点を踏まえ、必要に応じ、マニュアルの改訂を行う。

### 〈関係機関の連絡先〉

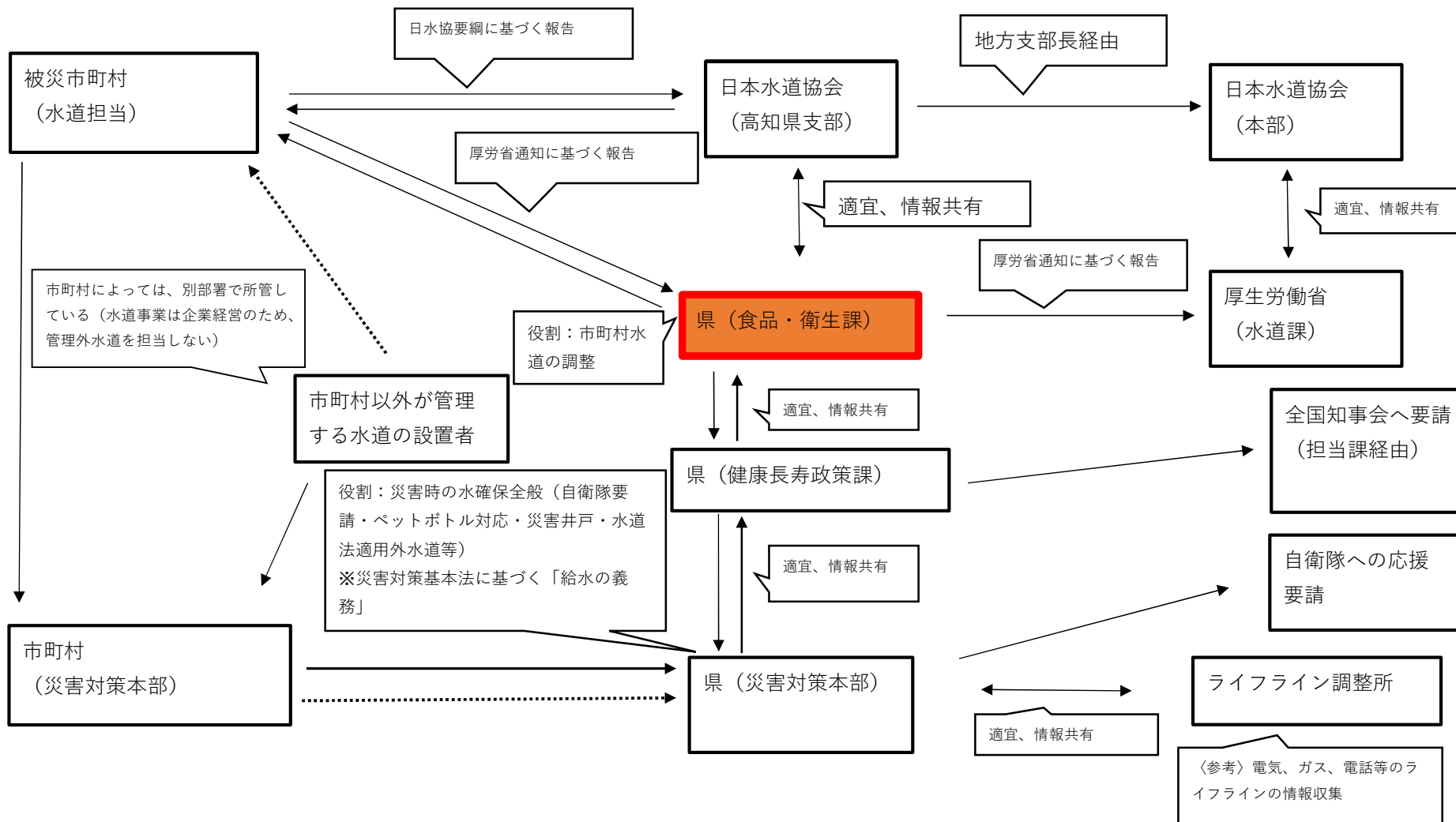
	電話	FAX	メールアドレス
市町村水道担当部署	市町村水道担当者名簿を参照		
福祉保健所	市町村水道担当者名簿を参照		
厚生労働省 医薬・生活衛生局水道課	平成25年10月25日付け健水発1025第1号厚生労働省健康局水道課長通知「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」を参照		
日本水道協会高知県支部	088 - 821 - 9207	088 - 833 - 6549	kc-240200@city.kochi.lg.jp
高知県簡易水道協会	088 - 823 - 9577	088 - 823 - 9264	131901@ken.pref.kochi.lg.jp
健康長寿政策課	088 - 823 - 9666	088 - 823 - 9137	131601@ken.pref.kochi.lg.jp

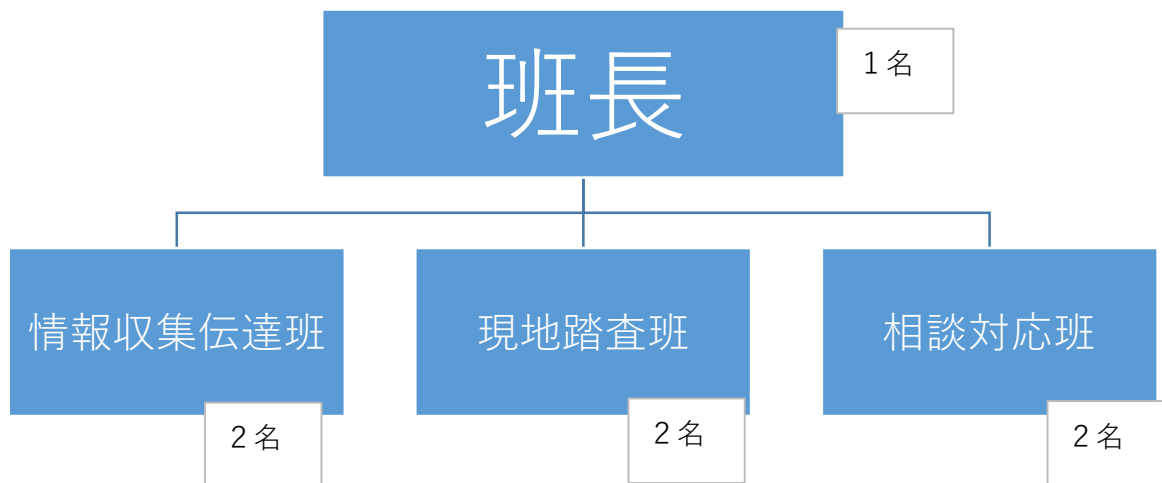
### 〈参考資料〉

- (1) 水道関係の災害時連絡フロー
- (2) 活動調整業務の組織図
- (3) 食品・衛生課における応急対策業務
- (4) 水道施設の区分
- (5) 食品・衛生課とライフライン調整所の役割分担
- (6) 「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(令和2年2月27日付け厚生労働省健康局水道課長通知)

# 水道関係の災害時連絡フロー

## 【参考資料 - 1】





- ・ 班長：各班を統括する者
- ・ 情報収集班：市町村水道担当者に電話等で積極的に情報収集する係
- ・ 現地踏査班：福祉保健所での対応が不足している現地踏査を行う係
- ・ 相談対応班：給水停止・時間給水・給水再開、災害復旧事業手続き対応等の相談対応する係

※上記は、大規模災害における理想形の組織体制を想定している。

被害報告が10市町村以下の場合は、必要に応じ、各班の兼務及び省略ができるものとする。

通常の水質事故・災害等においては、2名体制を基本とする。

また、半日を目処に、編成を交代できるものとする。

## 高知県南海トラフ地震応急対策活動要領 第2編 応急対策業務編

## (4-7) 食品・衛生課

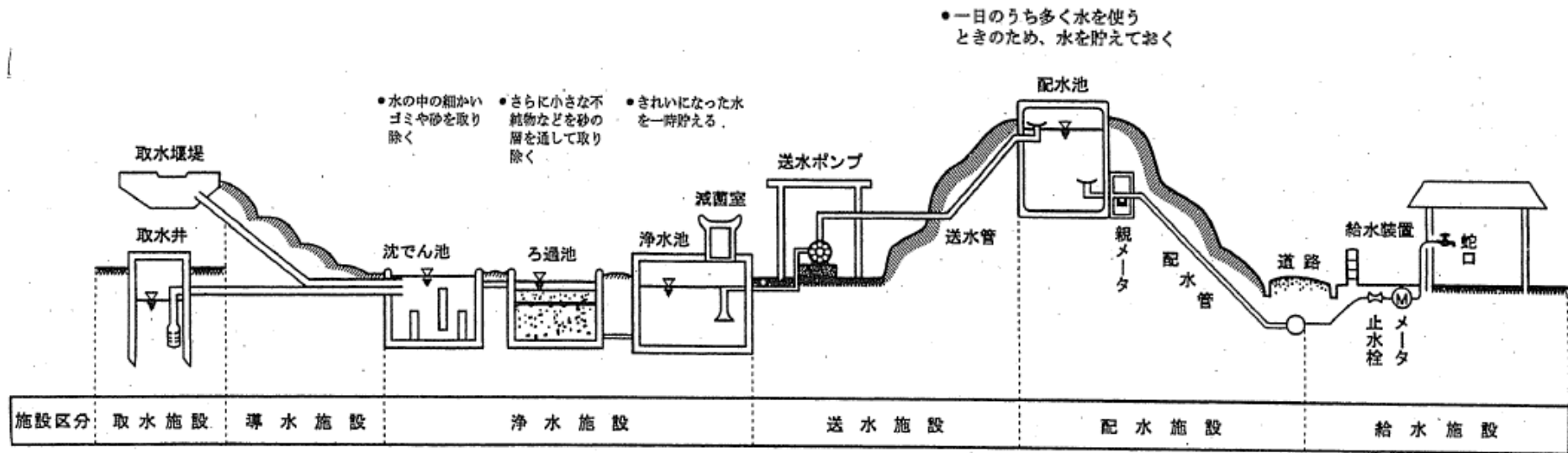
部等	健康政策部	課等	食品・衛生課	電話	088-823-9672	9672
【災害対策本部体制時の基本対応】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急対策業務(応急業務および優先する通常業務)の実行</li> <li>・災害対策本部(特に災害医療対策本部)の繁忙業務の支援</li> </ul>						

## 【応急業務】

優先順位	応急対策活動項目	第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1ヶ月以内)	関係課等
1	初動対応	職員の安全確保、 職員の安否確認	課の参集状況を 確認、配備体制 を確保	職員の執務環境 の整備			
2	上水道等の災害対策		上水道の被災状況の把握、厚生労働省へ報告	被災水道施設の復旧(日本水道協会と市町村の調整)			
3	避難先地域等への飲料水の供給(応急給水に関する調整)		被災状況の把握	日本水道協会から給水車等の活動状況について情報収集 日本水道協会と市町村との連絡調整			
4	上水道に関する危険物対策(水質検査の実施依頼等) ・簡易専用水道、専用水道、飲用井戸等を含む		上水道の取水場への有害物質の流入の有無確認 水質分析依頼				
5	被災状況の把握及び死者数の見積		県内の被災状況を災対本部から収集				
6	逸走した特定動物の保護対応		特定(危険)動物の状況確認、保護調整				
7	市町村の指定する遺体安置所についての状況把握		市町村の遺体安置所の状況把握				
8	火葬場での処理状況調査		火葬場の処理能力等の情報収集及び他の市町村への協力要請	他県との火葬の広域調整			
9	課内活動の進捗把握・調整・報告		活動状況等を把握し調整を図り、主管課へ報告				
10	葬祭用具等の手配			協定先との連絡体制の確保			
11	遺体の搬送依頼			協定先との連絡体制の確保、協定先に搬送依頼			
12	埋葬についての相談			広域火葬等困難な場合埋葬地の許可、相談対応			
13	遺体安置所の広域的調整			安置所が不足する市町村の調整			
14	ペットと同行避難した人の支援			避難所からの情報を収集	ペットと同行避難した人に必要な物資(エサ、ケージ、衛生用品、テント等)の調達、配送指示		
15	へい獣処理(死亡した家畜の処理に係る衛生指導)				死亡した家畜の処理に係る衛生指導		
16	避難所での食品衛生広報等				被災者への飲食に係る手洗い等衛生指導・啓発		
17	給食施設の衛生指導				避難地の共同調理場、学校給食調理場等への衛生指導		
18	ペット動物の保護(放浪犬の保護等)				放浪犬の保護について保健所、小動物管理センターとの調整		
19	被災動物の臨時保護施設開設調整				コンテナハウス等の設置、被災動物等の保護		
20	被災動物への給水、給餌活動調整				ボランティアによる被災動物への給水、給餌、治療活動支援		



# 1 - 1. 水道施設の区分



- ◇取水施設 . . . . 水道用水を取水するための施設。  
取水堰など表流水を取水するものや、浅井戸、深井戸など地下水を取水するものなど。
- ◇導水施設 . . . . 取水施設から取り入れた原水を浄水施設まで導く管や水路。
- ◇浄水施設 . . . . 原水を人の飲用に適するように処理する施設の総体。  
原水の水質に応じた様々な組み合わせがある。
- ◇送水施設 . . . . 浄水処理した水を配水施設へ送る管や、その他の付帯設備
- ◇配水施設 . . . . 給水区域へ浄水を給水する施設。配水池、配水管、その他の付帯設備。
- ◇給水装置 . . . . 配水施設から分岐した給水管及びこれに直結した給水用具。

	食品・衛生課	ライフライン調整所
<p>主な機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道法適用水道の被害情報等の収集</li> <li>・厚生労働省への被害報告</li> <li>・日本水道協会との調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院等の応急給水要請情報の収集</li> <li>・自衛隊等へ応援要請</li> </ul>
<p>連携内容</p>	<p>①水道の被害情報の共有</p> <p>県内水道施設の被災・断水・応急給水状況等の情報とりまとめ (厚生労働省様式)</p> <p>↓</p> <p>厚生労働省に報告 ・日本水道協会へ情報提供・要請</p> <hr/> <p>②病院等の重要施設の被害情報の共有</p> <p>情報整理</p> <p>↓</p> <p>・水道事業者への情報提供 ・日本水道協会へ情報提供</p> <hr/> <p>③自衛隊等への応急給水要請</p> <p>・応援部隊派遣状況収集 (応援部隊の派遣先情報)</p> <p>↓</p> <p>・情報整理</p> <p>↓</p> <p>厚生労働省に報告 ・日本水道協会へ情報提供・要請</p>	<p>情報整理</p> <hr/> <p>病院等の応急給水要請の情報収集 (医療災害対策本部から情報収集)</p> <p>↕</p> <p>市町村災害対策本部との情報共有 (EMISによる情報共有)</p> <hr/> <p>情報整理</p> <p>↓</p> <p>県災害対策本部他班と情報共有</p> <p>↓</p> <p>(県災害対策本部より) ・自衛隊や海上保安部への応急給水要請 ・市町村災害対策本部へ情報共有</p>

健水発 1025 第 1 号  
平成 25 年 10 月 25 日  
(最終改正令和 2 年 2 月 27 日)

各 { 都道府県 }  
      { 市 }  
      { 特別区 } } 水道行政担当部 (局) 長 殿

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者 }  
                          { 水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省健康局水道課長  
( 公 印 省 略 )

健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂きお礼申し上げます。

厚生労働省では、かねてより「飲料水健康危機管理実施要領」（以下「実施要領」という。）を策定し、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることとしており、「飲料水健康危機管理実施要領について」（平成 14 年 6 月 28 日健水発第 0628001 号厚生労働省健康局水道課長通知（以下「平成 14 年課長通知」という。)) により、危機管理の実施及び飲料水の水質異常などについて厚生労働省への報告をお願いしているところです。

また、「水道の断減水状況の報告について」（昭和 54 年 3 月 23 日付け環水第 39 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知（以下「昭和 54 年部長通知」という。)) により、渇水、風水害、地震等による断減水状況についても、厚生労働省へ報告をお願いしているところです。

さらに、上記 2 つの通知等に基づき、「水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 19 年 6 月 19 日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡（以下「平成 19 年事務連絡」という。)) により、厚生労働省への報告様式や連絡方法を定めているところです。

今般、実施要領について所要の改正を行いましたので、送付します（別紙）。引き続き、下記 1. のとおり健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。また、引き続き厚生労働省において、水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の収集を行いますので、下記 2. ～ 6. のとおり情報提供をお願いいたします。

また、貴都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

なお、平成 14 年課長通知及び平成 19 年事務連絡は廃止します。

## 記

### 1. 飲料水健康危機管理実施要領について

厚生労働省は、厚生労働行政分野全般に係わる国民の健康に係わる危機管理の基本的な枠組みとして、「厚生労働省健康危機管理基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、この基本指針に基づき、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、厚生労働省が実施すべき要領を定めております。今般、基本指針の機能強化等を受け、情報伝達に関する手続きの明確化等につき実施要領の改正を行いました。

飲料水は国民の生命、健康に直結したものでありますので、貴職におかれても、実施要領をご参照の上、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じた場合の対応要領などを定め、又は再点検することなどにより、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の、より迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。

また、都道府県、市及び特別区におかれては、水道法による直接的な規制が適用されない小規模な水道、飲用井戸等についても、衛生の確保に万全を期されるようお願いいたします。

### 2. 自然災害による断減水等水道施設への被害が確認された場合の情報提供依頼

風水害、地震等の自然災害による断減水の状況については、昭和54年部長通知に基づき、報告をお願いしているところですが、風水害、地震等による断減水が発生した場合には、都道府県において、管内の水道事業者等の状況をとりまとめの上、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いいたします（大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いいたします。）。なお、給水区域内の住民にとり日常生活の基盤となっている飲料水供給施設や組合営等の公営以外の水道事業の断水状況についても、被害情報の把握に努め、被害を確認した場合は、各都道府県よりあわせて御報告をお願いいたします。

#### 【情報提供をお願いしたいケース】

- ・地震により断水等の被害が生じた場合（地震により管内に震度 5 弱以上の地域がある都道府県は、水道施設への被害がない場合もその旨御報告をお願いいたします）

- ・豪雨により断水等の被害が生じた場合
- ・その他の自然災害（大雪、落雷に伴う停電、火山噴火等）により断水等の被害が生じた場合

**【様式】**

- ・別添1のとおり

**【報告方法】**

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に大規模な断水被害が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：[kikikenkou004@docomo.ne.jp](mailto:kikikenkou004@docomo.ne.jp)

**【担当】**

水道課技術係（自然災害関係担当）

### 3. 渇水による断減水が発生した場合の情報提供依頼

渇水による断減水状況については、昭和54年部長通知に基づき、報告をお願いしているところですが、渇水による断減水が発生した場合には、各都道府県において、管内の水道事業者等の状況を取りまとめの上、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします（大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いします。）。なお、専用水道、簡易専用水道、飲料水供給施設の断水状況については、情報収集は不要です。ただし、情報を把握した場合は、各都道府県よりあわせて御報告をお願いします。

**【情報提供をお願いしたいケース】**

- ・渇水による断減水等が生じた場合（可能な限り減断水等が生じる前に連絡をお願いします。）

**【様式】**

- ・別添2のとおり

**【報告方法】**

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携

帯電話メール等も併用してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：[kikikenkou004@docomo.ne.jp](mailto:kikikenkou004@docomo.ne.jp)

#### 【担当】

水道課水道計画指導室（渇水による断減水担当）

### 4. 事故その他の原因による断減水が発生した場合の情報提供依頼

2. 及び3. に挙げた自然災害及び渇水によるものを除く、事故その他の原因による断減水が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等における事故その他の原因による断減水の発生状況を把握する体制整備を図り、断減水の発生を把握した場合には厚生労働省水道課あてに御報告をお願いします。

#### 【情報提供をお願いしたいケース】

自然災害及び渇水以外の事故その他の原因による断減水等が生じた場合。例えば、以下のような事態が想定される。

- ・老朽化や道路工事等他工事に伴う配水管の破損事故による断減水等の被害。ただし、断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの
- ・水道施設の障害（例：機器故障、機器の操作ミス、停電、施設の破壊行為）等による断減水等の被害
- ・断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故等（例えば、道路陥没による通行止め、浄水場からの薬品流出事故、布設工事中のガス管損傷事故等で社会的な影響が大きいもの）
- ・断減水被害が生じていなくても、給水装置に係る重大な事故（クロスコネクション、水道水を汚染する恐れのある給水用具からの逆流事故、その他社会的な影響が大きい給水装置異常事例等）

[給水装置に係る重大な事故情報に関しては、各水道事業者については、自ら取得する情報に加え、指定給水装置工事事業者からも情報提供をお願いするなど、積極的な情報収集体制を構築しておくこと。]

#### 【様式】

- ・様式自由（様式例：別添3のとおり）

#### 【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：[suidougijutsu@mhlw.go.jp](mailto:suidougijutsu@mhlw.go.jp)
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に事故等により大規

模な断水被害（広範囲に断水が生じ、復旧まで数日かかるもの）が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：[kikikenkou004@docomo.ne.jp](mailto:kikikenkou004@docomo.ne.jp)

#### 【担当】

水道課水道計画指導室（事故等による断減水担当）

水道課給水装置係（給水装置に関する事故担当）

### 5. 健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼

飲料水の水質異常などの情報については、平成14年課長通知に基づき、連絡をお願いしていたところですが、今後は本通知に基づき、引き続き御報告をお願いします。

水道原水又は水道（小規模水道を含む。）及び飲用井戸等から供給される飲料水について、水質異常の情報を把握した場合には、以下のとおり各都道府県（市・特別区含む）から、直ちに厚生労働省健康局水道課あて御報告をお願いします。また、大臣認可水道事業者等におかれては、水道原水又は水道水について、水質異常の情報を把握した場合には、厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。

なお、市、特別区、大臣認可水道事業者等におかれては、水質事故の影響が広域に及ぶ場合は、各都道府県あてにもあわせて御報告をお願いします。

#### 【情報提供をお願いしたいケース】

次の事象のいずれかが原因となって、国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じている又は生ずるおそれがある場合

- ・水道事業、水道用水供給事業又は専用水道に係る水道原水水質の異常
- ・水道施設又は簡易専用水道における事故
- ・飲料水を原因とする食中毒又は感染症の発生
- ・水道法による認可等の規制が直接及ばない小規模水道や飲用井戸等における水質異常
- ・水道原水又は水道（小規模水道を含む。）及び飲用井戸等から供給される飲料水におけるクリプトスポリジウム等の塩素処理に耐性を有する病原生物の検出情報

なお、次の事象に該当する場合は、漏れなく、厚生労働省健康局水道課あて御連絡をお願いします。

- ①浄水の遊離残留塩素が0.1mg/L未満となった場合
- ②一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀及びその化合物のいずれかについて、基準を超えている場合



- ③水質基準省令の表中1の項から31の項までの上欄に掲げる事項のうち上記②に示した項目を除いた項目について、基準値超過が継続すると見込まれる場合
- ④その他、これらに準ずる水質異常が発生した場合（例：水質管理目標設定項目の目標値超過が継続すると見込まれた場合等）

#### 【様式】

- ・別添4のとおり
- ・必要に応じ、水質検査結果、浄水場と検査地点の位置を表した地図、水道システムのフローチャート、報道提供資料等があれば併せて送付をお願いします。

#### 【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： [suidougijutsu@mhlw.go.jp](mailto:suidougijutsu@mhlw.go.jp)
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に大規模・重大な水質事故が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス： [kikikenkou004@docomo.ne.jp](mailto:kikikenkou004@docomo.ne.jp)

#### 【担当】

水道課水道水質管理室（水質事故関係担当）

## 6. 断減水及び水質事故発生事態以外で御連絡をお願いしたい場合

### (1) 水道に対するテロが発生した場合

水道に対するテロの発生に係る対応については、「国内でのテロ事件発生に係る対応について」（平成18年10月17日事務連絡）により、危機管理の対応についてお願いしているところです。

テロ等により、断減水が発生した場合は上記4. に従って、水質異常が発生した場合は上記5. に従って、必要な措置をとられるようお願いいたします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、水道に対するテロ（例：毒物混入未遂、水道施設破壊等）があった場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等におけるテロの発生状況を把握する体制整備を図り、テロの発生を把握した場合には厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします。

#### 【情報提供をお願いしたいケース】

- ・水道に対するテロが発生した場合



#### 【様式】

- ・様式自由

#### 【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： [suidougijutsu@mhlw.go.jp](mailto:suidougijutsu@mhlw.go.jp)
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に重大なテロ行為が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：[kikikenkou004@docomo.ne.jp](mailto:kikikenkou004@docomo.ne.jp)

#### 【担当】

水道課技術係（テロ関係担当）

### （2）水道における情報システム障害等が発生した場合

水道分野における情報セキュリティ対策の実施については、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第3版）の送付について」（平成25年6月3日健水発0603第2号及び同第3号厚生労働省健康局水道課長通知）によりお願いしているところです。

情報システム障害、サイバー攻撃等により、断減水が発生した場合は上記4.に従って、水質異常が発生した場合は上記5.に従って、必要な措置をとられるようお願いいたします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、重大な情報システム障害が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いいたします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等における情報システム障害の発生状況を把握する体制整備を図り、重大な情報システム障害の発生を把握した場合には厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いいたします。

#### 【情報提供をお願いしたいケース】

- ・ITの機能不全により、断減水、水質異常又は重大な情報システム障害（システム停止に伴う給水への影響が大きい制御システム（浄水場の監視制御システム、ポンプ場の運転システム、水運用システム等）の障害）が発生した場合

#### 【様式】

- ・様式自由

#### 【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： [suidougi-jutsu@mhlw.go.jp](mailto:suidougi-jutsu@mhlw.go.jp)
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に重大な情報システム障害が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：[kikikenkou004@docomo.ne.jp](mailto:kikikenkou004@docomo.ne.jp)

**【担当】**

水道課技術係（情報システム障害関係担当）

